

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月26日
【会社名】	岩塚製菓株式会社
【英訳名】	IWATSUKA CONFECTIONERY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 榎 春夫
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市浦9750番地
【電話番号】	0258(92)4111(代)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 郷 芳夫
【最寄りの連絡場所】	新潟県長岡市浦9750番地
【電話番号】	0258(92)4111(代)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 郷 芳夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第62回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金18円

その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,600,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,600,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」により新たに創設された監査等委員会設置会社に移行するために、定款の一部を変更を行うものであります。また、取締役の責任限定契約の規定を新設するために、定款の一部を変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、榎 春夫、郷 芳夫、大矢俊寿、小林正光、星野忠彦、榎 大介、小林晴仁の7氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、石川 豊、佐野榮日出、深井一男の3氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、細貝 巖氏を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額2億円以内とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額2,000万円以内とするものであります。

第8号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	46,545	75	-	(注)1	可決 99.84
第2号議案	46,561	59	-	(注)2	可決 99.87
第3号議案					
榎 春夫	44,664	1,956	-	(注)3	可決 95.80
郷 芳夫	46,959	661	-		可決 98.58
大矢 俊寿	45,959	661	-		可決 98.58
小林 正光	45,959	661	-		可決 98.58
星野 忠彦	45,959	661	-		可決 98.58
榎 大介	46,529	91	-		可決 99.80
小林 晴仁	46,531	89	-		可決 99.81
第4号議案					
石川 豊	44,070	2,550	-	(注)3	可決 94.53
佐野榮日出	46,532	88	-		可決 99.81
深井 一男	46,537	83	-		可決 99.82
第5号議案	46,562	58	-	(注)3	可決 99.88
第6号議案	46,538	82	-	(注)3	可決 99.82
第7号議案	46,543	77	-	(注)3	可決 99.83
第8号議案	46,566	54	-	(注)3	可決 99.88

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上